航空自衛隊訓令第９号

防衛庁組織令（昭和２９年政令第１７８号）第１４４条の規定に基き、航空幕僚監部の内部組織に関する訓令を次のように定める。

昭和３４年５月２９日

防衛庁長官　伊能　繁次郎

航空幕僚監部の内部組織に関する訓令

改正	昭和35年４月30日	空自訓第２号	昭和60年４月６日	空自訓第19号	平成13年３月30日	空自訓第29号
	昭和35年８月30日	空自訓第８号	昭和60年９月27日	空自訓第26号	平成15年３月26日	空自訓第13号
	昭和36年２月20日	庁訓第７号	昭和60年12月25日	庁訓第47号	平成15年３月31日	空自訓第21号
	昭和36年７月15日	空自訓第４号	昭和61年４月５日	空自訓第21号	平成16年３月30日	空自訓第30号
	昭和37年９月22日	空自訓第５号	昭和61年12月19日	空自訓第27号	平成18年３月24日	空自訓第17号
	昭和40年７月31日	空自訓第４号	昭和62年５月21日	空自訓第21号	平成18年７月28日	庁訓第83号
	昭和42年９月30日	空自訓第４号	昭和63年４月８日	空自訓第25号	平成19年１月５日	庁訓第１号
	昭和42年10月７日	空自訓第５号	平成元年３月15日	空自訓第13号	平成19年３月30日	省訓第28号
	昭和43年９月10日	空自訓第１号	平成２年６月８日	空自訓第17号	平成19年８月30日	省訓第145号
	昭和45年６月18日	庁訓第26号	平成２年10月１日	庁訓第38号	平成22年６月30日	省訓第29号
	昭和47年６月28日	空自訓第23号	平成３年４月12日	空自訓第17号	平成23年４月１日	省訓第16号
	昭和49年４月８日	空自訓第12号	平成４年４月10日	空自訓第22号	平成24年４月６日	省訓第15号
	昭和51年９月16日	空自訓第20号	平成４年６月26日	庁訓第47号	平成26年３月24日	省訓第10号
	昭和52年12月15日	空自訓第20号	平成５年４月１日	空自訓第17号	平成26年５月30日	省訓第35号
	昭和53年１月30日	空自訓第４号	平成５年５月28日	庁訓第42号	平成26年12月９日	空自訓第23号
	昭和53年４月４日	空自訓第12号	平成７年３月27日	空自訓第14号	平成27年10月１日	省訓第39号
	昭和54年４月４日	空自訓第12号	平成８年５月11日	空自訓第７号	平成28年10月１日	省訓第57号
	昭和54年９月22日	空自訓第17号	平成９年１月17日	庁訓第１号	平成30年３月26日	省訓第15号
	昭和55年４月５日	空自訓第26号	平成９年４月１日	空自訓第22号	平成31年３月20日	省訓第５号
	昭和57年９月28日	空自訓第27号	平成11年３月26日	空自訓第６号	令和２年３月25日	省訓第14号
	昭和58年４月５日	空自訓第17号	平成12年３月21日	空自訓第８号	令和３年３月16日	省訓第９号
	昭和59年４月11日	空自訓第18号	平成13年１月６日	空自訓第２号	令和３年３月31日	省訓第18号

目次

第１章　総則（第１条）
第２章　総務部
総務課（第２条－第１２条）
会計課（第１３条－第１７条）
第３章　人事教育部
人事教育計画課（第１８条－第２３条）

補任課（第２４条－第２８条）
厚生課（第２９条－第３２条）
募集・援護課（第３３条－第４１条）
第４章　防衛部
防衛課（第４２条－第４９条）
事業計画第１課（第５０条－第５４条）
事業計画第２課（第５５条－第５９条）
施設課（第６０条－第６７条）
第５章　運用支援・情報部
運用支援課（第６８条－第７４条）
情報課（第７５条－第７９条）
第６章　装備計画部
装備課（第８０条－第８７条）
整備・補給課（第８８条－第９６条）
第７章　科学技術計画官、研究開発制度評価官、先端技術革新推進官、基幹技術革新推進官、総括副監理監察官、隊務評価室、会計監査室、副監理監察官、次席法務官、法務官、次席衛生官及び衛生官（第９６条の２－第９９条）
第８章　雑則（第１００条－第１０２条）
附則

第１章　総則

（趣旨）

第１条　この訓令は、航空幕僚監部（以下「幕僚監部」という。）の内部組織の細部に関し必要な事項を定めるものとする。

第２章　総務部

（総務課）

第２条　総務課に、総務調整官１人を置く。

２　総務調整官は、課長の命を受け、総務課の所掌事務を整理する。

第３条　総務課に、次の３班及び４室並びに副官２人及び警務管理官１人を置く。

総　務　班
文　書　班
渉　外　班
庶　務　室

広　報　室

基地対策室

情報公開・個人情報保護室

（総務班）

第４条　総務班は、次に掲げる事務をつかさどる。

(1) 各部、科学技術官、監理監察官、首席法務官及び首席衛生官の事務の連絡調整に関すること（基地対策室の所掌に属するものを除く。）。

(2) 部内及び課内の事務の総括及び庶務に関すること。

(3) 礼式、服制、旗章及び標識に関すること。

(4) 航空自衛隊史の編さんに関すること。

(5) 幕僚監部の当直勤務及び行事の統一に関すること。

(6) 部内における物品供用官事務に関すること。

(7) 航空機の搭乗に関すること（教育訓練に関することを除く。）。

(8) 警務官及び警務官補の職務に関すること（警務管理官の所掌に属するものを除く。）。

(9) 警務部隊に関すること（警務管理官の所掌に属するものを除く。）。

(10) 幕僚監部の庶務に関すること。

(11) 前各号に掲げるもののほか、幕僚監部の所掌事務で他の所掌に属しないものに関すること。

（文書班）

第５条　文書班は、次に掲げる事務をつかさどる。

(1) 航空幕僚長（以下「幕僚長」という。）及び航空幕僚副長（以下「幕僚副長」という。）の官印及び幕僚監部印の保管に関すること。

(2) 文書の接受、発送、編集及び保存に関すること。

(3) 文書の審査（首席法務官の所掌に属するものを除く。）、認証及び発信調整に関すること。

(4) 航空自衛隊法規類綴の編集に関すること。

（渉外班）

第６条　渉外班は、次に掲げる事務をつかさどる。

(1) 渉外に関すること。

(2) 渡航事務に関すること。

(3) 外国空軍武官等との連絡調整に関すること。

（庶務室）

第７条　庶務室は、次に掲げる事務をつかさどる。

(1) 幕僚長及び幕僚副長の庶務の整理その他特命事項に関すること。

(2) 幕僚副長の行う幕僚監部の部務の整理の補助に関すること。

(3) 幕僚長及び幕僚副長に対する文書の進達に関すること。

（広報室）

第８条　広報室は、次に掲げる事務をつかさどる。

(1) 広報に関すること。

(2) 音楽隊に関すること。

（基地対策室）

第９条　基地対策室は、基地対策及び環境の保全に関する事務をつかさどる。

（情報公開・個人情報保護室）

第１０条　情報公開・個人情報保護室は、次に掲げる事務をつかさどる。

(1) 情報の公開に関すること。

(2) 保有個人情報の保護に関すること。

（副官）

第１１条　副官は、課長の命を受け、幕僚長及び幕僚副長の庶務をつかさどる。

（警務管理官）

第１２条　警務管理官は、課長の命を受け、警務官及び警務官補の職務に関する事務並びに警務部隊に関する事務のうち特定の重要な事項に係るものをつかさどる。

（会計課）

第１３条　会計課に、次の４班を置く。

経　理　班

予　算　班

主　計　班

審　査　班

（経理班）

第１４条　経理班は、次に掲げる事務をつかさどる。

(1) 会計事務の総合計画に関すること。

(2) 金銭会計の制度の調査、研究及び改善に関すること。

(3) 航空機の液体燃料その他の需品の貸付けに係る対米決済に関すること。

(4) 会計事務に関する技術指導に関すること。

(5) 課内の事務の総括及び庶務に関すること。

（予算班）

第１５条　予算班は、次に掲げる事務をつかさどる。

(1) 予算の編成に関すること。
(2) 支出負担行為の計画に関すること。
(3) 予算の示達に関すること。
（主計班）
第１６条　主計班は、次に掲げる事務をつかさどる。
(1) 支出に関すること。
(2) 支出負担行為の実施に関すること。
(3) 歳入徴収に関すること。
(4) 債権管理に関すること。
（審査班）
第１７条　審査班は、次に掲げる事務をつかさどる。
(1) 支出、支払、収入、保管金及び債権に関する計算書及び証拠書類の審査に関すること。
(2) 計算証明に関する技術指導に関すること。
第３章　人事教育部
（人事教育計画課）
第１８条　人事教育計画課に人事教育計画調整官１人を置く。
２　人事教育計画調整官は、課長の命を受け、人事教育計画課の所掌事務を整理する。
第１９条　人事教育計画課に、次の４班及び教育室を置く。
企　画　班
制　度　班
ワークライフバランス推進企画班
養　成　班
（企画班）
第２０条　企画班は、次に掲げる事務をつかさどる。
(1) 職員の人事の計画の総合調整に関すること。
(2) 自衛官及び自衛官候補生の補充の計画に関すること（募集・援護課の所掌に属するものを除く。）。
(3) 人事に関する電子計算組織による事務処理の企画に関すること。
(4) 知能、性格等に関する適性検査に関すること。
(5) 部内及び課内の事務の総括及び庶務に関すること。
(6) 部内における物品供用官事務に関すること。
（制度班）

第２１条　制度班は、次に掲げる事務をつかさどる。

(1) 職員の人事に関する制度の調査、研究及び改善に関すること（ワークライフバランス推進企画班の所掌に属するものを除く。）。

(2) 予備自衛官の制度に関すること。

（ワークライフバランス推進企画班）

第２１条の２　ワークライフバランス推進企画班は、女性職員活躍及びワークライフバランスの推進に関する事務をつかさどる。

（養成班）

第２２条　養成班は、次に掲げる事務をつかさどる。

(1) 職員の昇任、昇格及び養成の計画に関すること。

(2) 事務官等（自衛官、自衛官候補生及び予備自衛官以外の職員をいう。第２７条において同じ。）の補充の計画に関すること。

（教育室）

第２３条　教育室は、次に掲げる事務をつかさどる。

(1) 教育訓練（運用支援課の所掌に属するものを除く。）の計画に関すること。

(2) 学校及び教育訓練部隊における調査及び研究の計画の総合調整に関すること。

(3) 留学計画に関すること。

(4) 委託教育の総合調整に関すること。

(5) 航空機による適性検査に関すること（首席衛生官の所掌に属するものを除く。）。

(6) 一般教育、飛行教育及び術科教育の任務を有する部隊及び機関（以下「部隊等」という。）並びに教材整備隊に関すること。

(7) 教範、教材その他の教育訓練資料の整備に関すること。

（補任課）

第２４条　補任課に、次の２班及び２室を置く。

人事第１班

人事第２班

職員人事管理室

服務室

（人事第１班）

第２５条　人事第１班は、次に掲げる事務をつかさどる。

(1) 幹部自衛官及び幹部候補者たる自衛官の任免、補職、昇給、特技付与その他の人事に関すること（人事教育計画課及び服務室の所掌に属するものを除く。）。

(2) 空尉の階級を指定された予備自衛官の任免、特技付与その他の人事に関すること（人事教育計画課及び服務室の所掌に属するものを除く。）。

(3) 幹部自衛官、幹部候補者たる自衛官及び空尉の階級を指定された予備自衛官（以下この条において「幹部」という。）の人事記録、人事評価記録書及び飛行記録の整理及び保存に関すること。

(4) 幹部の人事評価記録書に関すること。

(5) 幹部の年度充員計画に関すること。

(6) 幹部名簿に関すること。

(7) 職員の離職後の就職に関する規制並びに自衛隊法（昭和２９年法律第１６５号）第６５条の１１第１項、第３項及び第４項の規定による届出に関すること。

(8) 課内の事務の総括及び庶務に関すること。

（人事第２班）

第２６条　人事第２班は、次に掲げる事務をつかさどる。

(1) 准空尉、空曹及び空士の任免、補職、昇給、特技付与その他の人事に関すること（人事教育計画課及び服務室の所掌に属するものを除く。)。

(2) 自衛官候補生の任免その他の人事に関すること（人事教育計画課及び服務室の所掌に属するものを除く。）。

(3) 准空尉以下の階級を指定された予備自衛官の任免、特技付与その他の人事に関すること（人事計画課及び服務室の所掌に属するものを除く。）。

(4) 准空尉、空曹、空士及び准空尉以下の階級を指定された予備自衛官（以下この条において「准空尉及び曹士」という。）並びに退職者（自衛官、自衛官候補生及び予備自衛官に限る。）の人事記録及び人事評価記録書の整理及び保存に関すること。

(5) 准空尉及び曹士の人事評価記録書に関すること。

(6) 准空尉及び曹士の年度充員計画に関すること。

(7) 各種証明及び認識番号に関すること。

（職員人事管理室）

第２７条　職員人事管理室は、次に掲げる事務をつかさどる。

(1) 事務官等の任免、昇給その他の人事に関すること（人事教育計画課及び服務室の所掌に属するものを除く。）。

(2) 事務官等（退職者を含む。）の人事記録及び人事評価記録書の整理及び保存に関すること。

(3) 事務官等の人事評価記録書に関すること。

(4) 事務官等の年度充員計画に関すること。

（服務室）

第２８条　服務室は、次に掲げる事務をつかさどる。

(1) 職員の分限、懲戒、服務及び規律に関すること。

(2) 職員の表彰に関すること。

(3) 賞勲の申請手続に関すること。

(4) 職員の死亡認定に関すること。

（厚生課）

第２９条　厚生課に、次の２班及び給与室を置く。

厚　生　班

共　済　班

（厚生班）

第３０条　厚生班は、次に掲げる事務をつかさどる。

(1) 職員の福利厚生に関すること。

(2) 厚生経費の運用に関すること。

(3) 職員の宿舎に関すること（施設課の所掌に属するものを除く。）。

(4) 殉職者の遺族の援護に関すること。

(5) 厚生事務に関する技術指導に関すること。

(6) 課内の事務の総括及び庶務に関すること。

（共済班）

第３１条　共済班は、次に掲げる事務をつかさどる。

(1) 職員の共済組合に関すること。

(2) 職員の恩給に関すること。

（給与室）

第３２条　給与室は、次に掲げる事務をつかさどる。

(1) 職員の給与に関すること。

(2) 給養に関すること。

(3) 糧食の品質管理、調査、研究及び改善に関すること。

(4) 職員の退職手当に関すること。

(5) 職員の災害補償に関すること。

(6) 特別弔慰金及び賞じゅつ金に関すること。

(7) 防衛省の職員の給与等に関する法律（昭和２７年法律第２６６号）の規定による若年定年退職者給付金に関すること。

（募集・援護課）

第３３条　募集・援護課に、募集・援護調整官１人を置く。

第３３条の２　募集・援護課に、次の４班を置く。

企画班

募集班

援護班

援護業務班

（企画班）

第３４条　企画班は、次に掲げる事務をつかさどる。

(1) 自衛官、自衛官候補生及び予備自衛官の募集並びに職員の再就職の援助の計画及びその実施の調整に関すること（募集班及び援護班の所掌に属するものを除く。）。

(2) 自衛官、自衛官候補生及び予備自衛官の募集に関する広報並びに職員の再就職を容易にするための広報の実施に関すること（援護業務班の所掌に属するものを除く。）。

(3) 課内の事務の総括及び庶務に関すること。

（募集班）

第３４条の２　募集班は、次に掲げる事務をつかさどる。

(1) 自衛官、自衛官候補生及び予備自衛官の募集に関すること。

(2) 予備自衛官の招集手続に関すること

（援護班）

第３５条　援護班は、次に掲げる事務をつかさどる。

(1) 職員の再就職の援助に関すること（補任課及び援護業務班の所掌に属するものを除く。）。

(2) 職員に対して行う再就職を容易にするために必要な知識及び技能を修得させるための教育訓練に関すること。

（援護業務班）

第３５条の２　援護業務班は、次に掲げる事務をつかさどる。

(1) 職員の再就職に関し求職のための公共職業安定所等との連絡その他再就職のための求職活動に関して職員に協力すること。

(2) 前号の再就職を容易にするための広報の実施に関すること。

第３６条～第４１条　（削除）

第４章　防衛部

（防衛課）

第４２条　防衛課に、防衛調整官１人を置く。

２　防衛調整官は、課長の命を受け、防衛課の所掌事務を整理する。

第４３条　防衛課に、次の４班及び分析室並びに分析企画官１人を置く。

防　衛　班

防衛協力班

業務計画班

編　成　班

（防衛班）

第４４条　防衛班は、次に掲げる事務をつかさどる。

(1) 防衛及び警備の総合計画に関すること（防衛協力班、事業計画第１課及び事業計画第２課の所掌に属するものを除く。）。

(2) 防衛諸計画の作成等に関する訓令（平成２７年防衛省訓令第３２号）第３条に規定する防衛力指針、統合運用構想、能力分析及び能力評価の作成に関する協力に関すること。

(3) 部隊等の配置に関すること。

(4) 部内及び課内の事務の総括及び庶務に関すること。

(5) 部内における物品供用官事務に関すること。

（防衛協力班）

第４４条の２　防衛協力班は、防衛の分野における国際的な協力及び交流の計画に関する事務をつかさどる。

（業務計画班）

第４５条　業務計画班は、次に掲げる事務をつかさどる。

(1) 業務計画（防衛班の所掌に属するものを除く。次号において同じ。）の作成に関すること。

(2) 業務計画の実施の調整に関すること。

（編成班）

第４６条　編成班は、次に掲げる事務をつかさどる。

(1) 幕僚監部の組織及び定員に関すること。

(2) 部隊等の組織、定員及び編成に関すること。

(3) 装備の基準及び装備表の作成に関すること。

（分析室）

第４７条　分析室は、オペレーションズ・リサーチに関する事務（分析企画官の所掌に属するものを除く。）をつかさどる。

（分析企画官）

第４８条　分析企画官は、課長の命を受け、オペレーションズ・リサーチに関する事務のうち特

定の重要な事項に係るものをつかさどる。

第４９条　（削除）

（事業計画第１課）

第５０条　事業計画第１課に、次の４班を置く。

企画班

航空第１班

航空第２班

防空システム班

（企画班）

第５１条　企画班は、次に掲げる事務をつかさどる。

(1) 防衛省組織令第１４８条第１号に規定する態勢の整備に係る計画の総合調整に関すること。

(2) 防衛及び警備の方法の研究改善に関すること（事業計画第２課の所掌に属するものを除く。）。

(3) 課内の事務の総括及び庶務に関すること。

（航空第１班）

第５２条　航空第１班は、次に掲げる事務をつかさどる。

(1) 航空機（戦闘機、救難機、練習機及び偵察機に限る。次号において同じ。）及び航空機搭載弾薬の態勢の整備に係る計画に関すること。

(2) 航空機及び航空機搭載弾薬に係る装備の基準に関すること。

（航空第２班）

第５３条　航空第２班は、次に掲げる事務をつかさどる。

(1) 航空機（輸送機、空中給油・輸送機、飛行点検機、特別輸送機及び多用途支援機に限る。次号において同じ。）及び飛行運用支援の態勢の整備に係る計画に関すること。

(2) 航空機及び飛行運用支援に係る装備の基準に関すること。

（防空システム班）

第５４条　防空システム班は、次に掲げる事務をつかさどる（航空第１班及び航空第２班の所掌に属するものを除く。）。

(1) 航空機、装備品及び食糧その他の需品（以下「航空装備品等」という。）の態勢の整備に係る計画に関すること。

(2) 航空装備品等に係る装備の基準に関すること。

（事業計画第２課）

第５５条　事業計画第２課に、次の４班を置く。

情報システム班
宇宙領域班
サイバーセキュリティ班
先端技術推進班

（情報システム班）

第５６条　情報システム班は、次に掲げる事務をつかさどる。

(1) 防衛省組織令第１４９条第１号に規定する態勢の整備に係る計画の総合調整に関すること。

(2) 航空自衛隊の情報システムの取得、運用、維持等の態勢の整備に係る計画及び航空自衛隊の情報システムの基準に関すること。

(3) 航空自衛隊の情報システムに係る防衛及び警備の方法の研究改善に関すること。

(4) 航空自衛隊の情報システム及び通信の使用計画及び運用に関すること（情報課の所掌に属するものを除く。）。

(5) 暗号、信号及び通信保全の計画に関すること。

(6) 第２号に掲げる事務に関する技術指導に関すること。

(7) 課内の事務の総括及び庶務に関すること。

（宇宙領域班）

第５７条　宇宙領域班は、次に掲げる事務をつかさどる。

(1) 宇宙に関する領域に係る航空装備品等の取得、運用、維持等の態勢の整備に係る計画及び装備の基準に関すること。

(2) 宇宙に関する領域に係る防衛及び警備の方法の研究改善に関すること。

（サイバーセキュリティ班）

第５８条　サイバーセキュリティ班は、次に掲げる事務をつかさどる。

(1) サイバーに関する領域に係る航空装備品等の取得、運用、維持等の態勢の整備に係る計画及び装備の基準に関すること。

(2) サイバーに関する領域に係る防衛及び警備の方法の研究改善に関すること。

（先端技術推進班）

第５９条　先端技術推進班は、次に掲げる事務をつかさどる。

(1) 電磁波に関する領域及び先端技術の態勢の整備に係る計画及び装備の基準に関すること。

(2) 電磁波に関する領域及び先端技術に係る防衛及び警備の方法の研究改善に関すること。

(3) 電波の使用計画及び監理に関すること。

(4) 前号に掲げる事務に関する技術指導に関すること。

（施設課）

第６０条　施設課に、次の６班及び施設整備企画調整官１人を置く。

計　画　班

施設基準班

管　理　班

建設第１班

建設第２班

通信建設班

（計画班）

第６１条　計画班は、次に掲げる事務をつかさどる。

(1) 施設事務の総合計画及び促進に関すること。（施設整備企画調整官の所掌に属するものを除く。）

(2) 国有財産（提供解除の要求及び借上を含む。）に関すること（整備・補給課の所掌に属するものを除く。）。

(3) 国設宿舎の取得（不動産買収及び建設を含む。）及び処分の要求に関すること。

(4) 課内の事務の総括及び庶務に関すること。

（施設基準班）

第６２条　施設基準班は、次に掲げる事務をつかさどる。

(1) 施設に関する基準の設定及び研究改善に関すること。

(2) 航空図、地図等に関すること。

（管理班）

第６３条　管理班は、次に掲げる事務をつかさどる。

(1) 施設の運営（光熱、水料、庁用燃料及び消火に関するものを含む。）に関すること。

(2) 施設の小規模な修理に関すること。

(3) 土木工事の受託に関すること。

(4) 施設部隊に関すること。

(5) 施設に関する技術指導に関すること。

（建設第１班）

第６４条　建設第１班は、飛行場を有する基地に関し次に掲げる事務をつかさどる（通信建設班の所掌に属するものを除く。）。

(1) 施設の利用計画、改善及び大規模な修理に関すること。

(2) 施設の取得及び処分の要求に関すること。

（建設第２班）

第６５条　建設第２班は、飛行場を有しない基地に関し前条各号に掲げる事務をつかさどる（通信建設班の所掌に属するものを除く。）。

（通信建設班）

第６６条　通信建設班は、通信施設に関し第６４条各号に掲げる事務をつかさどる。

（施設整備企画調整官）

第６７条　施設整備企画調整官は、課長の命を受け、施設事務の総合計画及び促進に関する事務のうち特定の重要な事項に係るものをつかさどる。

第５章　運用支援・情報部

（運用支援課）

第６８条　運用支援課に、運用支援調整官１人を置く。

２　運用支援調整官は、課長の命を受け、運用支援課の所掌事務を整理する。

第６９条　運用支援課に、次の５班を置く。

計画班

部隊訓練第１班

部隊訓練第２班

部隊訓練第３班

演習・検閲班

（計画班）

第７０条　計画班は、次に掲げる事務をつかさどる。

(1) 行動の計画に関し必要な教育訓練、編成、装備、配置、経理、調達、補給、保健衛生、職員の人事及び補充、通信、電波の使用、整備、輸送並びに施設の計画の執行に伴い必要な措置に関する計画の総合調整に関すること。

(2) 前号の計画に係る日米防衛協力の研究に関すること。

(3) 第１号、次条、第７２条第１号から第６号まで、第７２条の２及び第７３条第１号の事務に必要な部隊の活動状況の把握に関すること。

(4)　部内及び課内の事務の総括及び庶務に関すること。

(5)　部内における物品供用官事務に関すること。

（部隊訓練第１班）

第７１条　部隊訓練第１班は、部隊の訓練に関する事務をつかさどる（部隊訓練第２班及び部隊訓令第３班の所掌に属するものを除く。）。

（部隊訓練第２班）

第７２条　部隊訓練第２班は、次に掲げる事務をつかさどる。

(1) 救難部隊、航空管制部隊、気象部隊及び飛行点検部隊の訓練に関すること。
(2) 飛行場及び場外着陸場の使用に関すること。
(3) 航空管制に関すること。
(4) 航空気象に関すること。
(5) 航空機の運航管理及び飛行情報に関すること（演習・検閲班の所掌に属するものを除く。）。
(6) 航空保安施設の飛行点検に関すること。
(7) 第２号から前号までに掲げる事務に関する技術指導に関すること。

（部隊訓練第３班）

第７２条の２　部隊訓練第３班は、輸送部隊及び特別航空輸送隊の訓練に関する事務をつかさどる。

（演習・検閲班）

第７３条　演習・検閲班は、次に掲げる事務をつかさどる。
(1) 部隊の訓練の検閲及び演習に関すること。
(2) 空域の設定及び使用に関すること。

第７４条　（削除）

（情報課）

第７５条　情報課に、次の２班及び２室を置く。

計　画　班
情報保証班
情報運用室
情報保全室

（計画班）

第７６条　計画班は、次に掲げる事務をつかさどる。
(1) 第４４条第１号から第３号まで、第４４条の２、第４５条、第４６条、第５１条第１号から第４号まで、第５２条から第５４条までに掲げる事務（行動に関し必要な編成、装備及び配置の計画に関するものを除く。）に必要な情報の収集整理及び配布に関する計画及び総合調整に関すること。
(2) 情報の収集整理及び配布を任務とする部隊に関すること。
(3) 情報の収集整理及び配布に関する技術指導に関すること。
(4) 写真業務に関すること。
(5) 課内の事務の総括に関すること。

（情報保証班）

第７７条　情報保証班は、次に掲げる事務をつかさどる。

(1) 航空自衛隊の情報システム及び当該情報システムで用いられる情報の保証に関すること。

(2) 前号に掲げる事務に関する技術指導に関すること。

（情報運用室）

第７８条　情報運用室は、次に掲げる事務をつかさどる。

(1) 第７６条第１号に規定する情報の収集整理及び配布の実施に関すること（情報保全室の所掌に属するものを除く。）。

(2) 第７６条第１号に規定する情報のうち国外情報の見積りに関すること。

(3) 航空地誌業務に関すること（施設課の所掌に属するものを除く。）。

（情報保全室）

第７９条　情報保全室は、次に掲げる事務をつかさどる。

(1) 保全に関すること（事業計画第２課の所掌に属するものを除く。）。

(2) 第７６条第１号に規定する情報のうち国内情報の収集整理及び配布の実施に関すること。

(3) 第７６条第１号に規定する情報のうち国内情報の見積りに関すること。

(4) 調査業務に関すること。

第６章　装備計画部

（装備課）

第８０条　装備課に、装備調整官１人を置く。

２　装備調整官は、課長の命を受け、装備課の所掌事務を整理する。

第８１条　装備課に、次の５班を置く。

企　画　班

研　究　班

装備基準班

装備情報班

調達管理班

（企画班）

第８２条　企画班は、次に掲げる事務をつかさどる。

(1) 行動の計画に関し必要な調達、補給、整備及び輸送の計画の執行に伴い必要な措置に関する計画の総合調整に関すること。

(2) 航空装備品等の調達、補給、保管及び整備の計画及びその実施並びに輸送の計画及びその実施の総合調整に関すること。

(3) 主要装備品の装備計画に関すること。
(4) 別に定める装備品及び役務の選定に関すること。
(5) 航空装備品等の調達、補給、保管及び整備を任務とする部隊等に関すること。
(6) 部内及び課内の事務の総括及び庶務に関すること。
(7) 部内における物品供用官事務に関すること。

（研究班）

第８３条　研究班は、次に掲げる事務をつかさどる。
(1) 航空装備品等の調達、補給、保管及び整備に関する業務並びに輸送に関する業務の研究改善に関すること。
(2) 航空装備品等の品質管理に関すること。

（装備基準班）

第８４条　装備基準班は、次に掲げる事務をつかさどる。
(1) 航空装備品等の調達、補給、物品管理及び整備、航空装備品等及び輸送に関する役務の調達並びに輸送に関する基準の設定及び研究改善に関すること（調達管理班の所掌に属するものを除く。）。
(2) 技術出版物に関する制度に関すること。

（装備情報班）

第８５条　装備情報班は、航空装備品等の調達、補給、物品管理及び整備、航空装備品等及び輸送に関する役務の調達並びに輸送に関する基準の資料の収集整理に関する事務をつかさどる（調達管理班の所掌に属するものを除く。）。

（調達管理班）

第８６条　調達管理班は、航空装備品等及び航空装備品等に関する役務の調達に関し次に掲げる事務をつかさどる。
(1) 調達計画の調整に関すること。
(2) 基準の設定、研究改善及び資料の収集整理に関すること（経費に係るものに限る。）。

第８７条　（削除）

（整備・補給課）

第８８条　整備・補給課に、整備・補給調整官１人を置く。
２　整備・補給調整官は、課長の命を受け、整備・補給課の所掌事務を整理する。

第８９条　整備・補給課に、次の６班及び輸送補給室を置く。
総括班
航空機班

搭載通信電子班
高射班
武器弾薬班
宇宙通信電子システム班

（総括班）

第９０条　総括班は、次に掲げる事務をつかさどる。

(1) 航空装備品等の調達、補給、保管及び整備の総合計画及びその実施並びに輸送の総合計画及びその実施の総合調整に関すること。

(2) 課内の事務の総括及び庶務に関すること。

（航空機班）

第９１条　航空機班は、航空機、地上支援器材等及びこれらの部品に関し次に掲げる事務をつかさどる。

(1) 航空機の保管及び国有財産（航空機）に関すること。

(2) 補給、物品管理及び整備の計画に関すること（装備課の所掌に属するものを除く。）。

(3) 補給指令及び整備指令に関すること。

(4) 故障及び事故並びに不具合事項の対策に関すること。

(5) 補給、物品管理及び整備に関する技術指導に関すること。

（搭載通信電子班）

第９２条　搭載通信電子班は、搭載通信電子器材及びこれらの部品に関し前条第２号から第５号までに掲げる事務をつかさどる。

（高射班）

第９３条　高射班は、地対空誘導弾、基地防空火器、地対空射撃訓練用標的及びこれらの部品に関し第９１条第２号から第５号までに掲げる事務をつかさどる。

（武器弾薬班）

第９４条　武器弾薬班は、火器、航空機搭載誘導武器、弾薬、標的及びえい航器材、火工品等及びこれらの部品に関し第９１条第２号から第５号までに掲げる事務をつかさどる（高射班の所掌事務に属するものを除く。）。

（宇宙通信電子システム班）

第９５条　宇宙通信電子システム班は、宇宙関連器材、通信器材（搭載通信電子器材を除く。）、電波器材、気象器材、写真器材、訓練器材（標的及びえい航器材を除く。）、計測器等及びこれらの部品並びに電子計算機のプログラムに関し第９１条第２号から第５号までに掲げる事務をつかさどる。

（輸送補給室）

第９６条　輸送補給室は、次に掲げる事務をつかさどる。

(1) 輸送の計画に関すること（装備課の所掌に属するものを除く。）。

(2) 航空装備品等及び航空装備品等に関する役務の調達計画に関すること（装備課の所掌に属するものを除く）。

(3) 車両、施設器材、救命装備品等、需品及びこれらの部品並びに燃料類（以下この条において「車両等」という。）の補給、物品管理及び整備の計画に関すること。

(4) 防衛装備庁に対する航空装備品等及び航空装備品等に関する役務の調達要求に関すること。

(5) 航空自衛隊が行う航空装備品等及び航空装備品等に関する役務の調達に関する調達指令に関すること。

(6) 車両等の補給指令及び整備指令に関すること。

(7) 車両等の故障及び事故並びに不具合事項の対策に関すること。

(8) 航空自衛隊が行う航空装備品等及び航空装備品等に関する役務の調達に関する技術指導に関すること。

(9) 車両等の補給、物品管理及び整備並びに輸送に関する技術指導に関すること。

第７章　科学技術計画官、研究開発制度評価官、先端技術革新推進官、基幹技術革新推進官、総括副監理監察官、隊務評価室、会計監査室、副監理監察官、次席法務官、次席衛生官及び衛生官

（科学技術計画官、研究開発制度評価官、先端技術革新推進官、基幹技術革新推進官）

第９６条の２　科学技術官の事務を行うため、科学技術計画官１人、研究開発制度評価官１人、先端技術革新推進官１人及び基幹技術革新推進官１人を置く。

２　科学技術計画官は、科学技術官の命を受け、次に掲げる事務をつかさどる。

(1) 航空装備品等の研究開発に関する計画及び総合調整に関すること。

(2) 航空装備品等の実用性評価を任務とする部隊に関すること。

(3) 科学技術官の事務の調整及び整理並びに庶務に関すること。

(4) 物品供用官事務に関すること。

３　研究開発制度評価官は、科学技術官の命を受け、次に掲げる事務をつかさどる。

(1) 航空装備品等の研究改善に関する基準の設定に関すること。

(2) 航空装備品等の研究改善に関する基準の資料の収集整理に関すること。

(3) 発明及び考案に関すること。

４　先端技術革新推進官は、科学技術官の命を受け、次に掲げる事務をつかさどる。

(1) 防衛装備庁に対する航空装備品等の研究開発の要求の基本に係る科学技術に関する資料及

び情報の収集並びに整理に関すること。

(2) 防衛装備庁に対する航空装備品等の研究開発の要求の基本に係る技術の調査、分析及び評価に関すること。

(3) 防衛装備庁に対する航空装備品等の研究開発の要求性能に関すること。

(4) 防衛装備庁に対する航空装備品等の研究開発の要求に関すること。

５　基幹技術革新推進官は、科学技術官の命を受け、次に掲げる事務をつかさどる。

(1) 航空装備品等の研究改善、認定、制式、規格、科学技術に関する資料及び情報の収集並びに整理に関すること（研究開発制度評価官及び先端技術革新推進官の所掌に属するものを除く。）。

(2) 航空装備品等の取扱いに関する技術指導に関すること。

（総括副監理監察官、隊務評価室、会計監査室及び副監理監察官）

第９７条　監理監察官の事務を行うため、総括副監理監察官１人、隊務評価室、会計監査室及び別に定める数の副監理監察官を置く。

２　総括副監理監察官は、監理監察官の命を受け、次に掲げる事務をつかさどる。

(1) 隊務評価室、会計監査室及び副監理監察官の事務の調整及び整理並びに庶務に関すること。

(2) 物品供用官事務に関すること。

３　隊務評価室は、次に掲げる事務をつかさどる。

(1) 業務計画の方式並びに業務計画の作成、実施及び実施の検討の手続に関すること（防衛課の所掌に属するものを除く。）。

(2) 業務計画の実施の検討に関すること。

(3) 隊務の能率的運営の調査及び研究並びに隊務の運営の改善に関すること。

(4) 統計に関すること。

(5) 監理事務に関する技術指導に関すること。

(6) 監察に関すること。

４　会計監査室は、次に掲げる事務をつかさどる。

(1) 会計の監査に関すること。

(2) 中央調達要求書の審査に関すること。

５　副監理監察官は、監理監察官の命を受け、次に掲げる事務をつかさどる。

(1) 報告統制に関すること。

(2) 飛行安全及び地上安全に関すること。

(3) 航空事故及び地上事故の調査に関すること。

（次席法務官及び法務官）

第９８条　首席法務官の下に次席法務官１人及び法務官４人を置く。

２　次席法務官は、首席法務官の命を受け、次に掲げる事務をつかさどる。

(1) 法務官の事務の調整及び整理並びに庶務に関すること。

(2) 物品供用官事務に関すること。

３　法務官は、首席法務官の命を受け、別表第１に定めるところにより、首席法務官の事務を分掌する。

（次席衛生官及び衛生官）

第９９条　首席衛生官の下に、次席衛生官１人及び衛生官５人を置く。

２　次席衛生官は、首席衛生官の命を受け、次に掲げる事務をつかさどる。

(1) 衛生官の事務の調整及び整理並びに庶務に関すること。

(2) 物品供用官事務に関すること。

３　衛生官は、首席衛生官の命を受け、別表第２に定めるところにより、首席衛生官の事務を分掌する。

第９章　雑則

（総括の定義）

第１００条　課内の事務の総括とは、課の所掌する事務の企画立案又は計画の実施に必要な基準若しくは方式等を定めて、その実施を調整することをいう。

２　部内の事務の総括とは、部内の各課の事務を調整し、及び整理することをいう。

（室長及び班長）

第１０１条　室に室長を、班に班長を置く。

２　隊務評価室長及び会計監査室長は、監理監察官の、課の室長は、課長の命を受け、室務を掌理する。

３　班長は、課長の命を受け、班務を掌理する。

（委任事項）

第１０２条　この訓令に定めるもののほか、幕僚監部の内部組織の細部に関し必要な事項は、幕僚長が定める。

附　則

この訓令は、昭和34年６月１日から施行する。

附　則（昭和35年４月30日航空自衛隊訓令第２号）

この訓令は、昭和35年５月１日から施行する。

附　則（昭和35年８月30日航空自衛隊訓令第８号）

この訓令は、昭和35年９月１日から施行する。

附　則（昭和36年２月20日防衛庁訓令第７号）

この訓令は、昭和36年３月１日から施行する。

附　則（昭和36年７月15日航空自衛隊訓令第４号）

この訓令は、昭和36年７月15日から施行する。

附　則（昭和37年９月22日航空自衛隊訓令第５号）

この訓令は、昭和37年10月１日から施行する。

附　則（昭和40年７月３旧航空自衛隊訓令第４号）

この訓令は、昭和40年８月１日から施行する。

附　則（昭和42年９月30日航空自衛隊訓令第４号）

この訓令は、昭和42年10月１日から施行する。

附　則（昭和42年10月７日航空自衛隊訓令第５号）

この訓令は、昭和42年10月25日から施行する。

附　則（昭和43年９月10日航空自衛隊訓令第１号）

この訓令は、昭和43年10月１日から施行する。

附　則（昭和45年６月18日防衛庁訓令第26号）抄

１　この訓令は、昭和45年６月22日から施行する。

附　則（昭和47年６月28日航空自衛隊訓令第23号）

この訓令は、昭和47年７月１日から施行する。

附　則（昭和49年４月８日航空自衛隊訓令第12号）

この訓令は、昭和49年４月11日から施行する。

附　則（昭和51年９月16日航空自衛隊訓令第20号）

この訓令は、昭和51年10月１日から施行する。

附　則（昭和52年12月15日航空自衛隊訓令第20号）

この訓令は、昭和52年12月20日から施行する。

附　則（昭和53年１月30日航空自衛隊訓令第４号）

この訓令は、昭和53年１月30日から施行する。

附　則（昭和53年４月４日航空自衛隊訓令第12号）

この訓令は、昭和53年４月５日から施行する。

附　則（昭和54年４月４日航空自衛隊訓令第12号）

この訓令は、昭和54年４月４日から施行する。

附　則（昭和54年９月22日航空自衛隊訓令第17号）

この訓令は、昭和54年10月１日から施行する。

附　則（昭和55年４月５日航空自衛隊訓令第26号）

この訓令は、昭和55年４月５日から施行する。

附　則（昭和57年９月28日航空自衛隊訓令第27号）

この訓令は、昭和57年10月１日から施行する。

附　則（昭和58年４月５日航空自衛隊訓令第17号）

この訓令は、昭和58年４月５日から施行する。

附　則（昭和59年４月11日航空自衛隊訓令第18号）

この訓令は、昭和59年４月11日から施行する。

附　則（昭和60年４月６日航空自衛隊訓令第19号）

この訓令は、昭和60年４月６日から施行する。

附　則（昭和60年９月27日航空自衛隊訓令第26号）抄

１　この訓令は、昭和60年10月１日から施行する。

附　則（昭和60年12月25日防衛庁訓令第47号）抄

１　この訓令は、昭和60年12月25日から施行する。

附　則（昭和61年４月５日航空自衛隊訓令第21号）

この訓令は、昭和61年４月５日から施行する。

附　則（昭和61年12月19日航空自衛隊訓令第27号）

この訓令は、昭和61年12月19日から施行する。

附　則（昭和62年５月21日航空自衛隊訓令第21号）

この訓令は、昭和62年５月21日から施行する。

附　則（昭和63年４月８日航空自衛隊訓令第25号）

この訓令は、昭和63年４月８日から施行する。

附　則（平成元年３月15日航空自衛隊訓令第13号）

この訓令は、平成元年３月16日から施行する。

附　則（平成２年６月８日航空自衛隊訓令第17号）

この訓令は、平成２年６月８日から施行する。

附　則（平成２年10月１日防衛庁訓令第38号）

この訓令は、平成２年10月１日から施行する。

附　則（平成３年４月12日航空自衛隊訓令第17号）

この訓令は、平成３年４月12日から施行する。

附　則（平成４年４月10日航空自衛隊訓令第22号）

この訓令は、平成４年４月10日から施行する。

附　則（平成４年６月26日防衛庁訓令第47号）

この訓令は、平成４年７月１日から施行する。

附　則（平成５年４月１日航空自衛隊訓令第17号）

この訓令は、平成５年４月１日から施行する。

附　則（平成５年５月28日防衛庁訓令第42号）

この訓令は、平成５年６月１日から施行する。

附　則（平成７年３月27日航空自衛隊訓令第14号）

この訓令は、平成７年４月１日から施行する。

附　則（平成８年５月11日航空自衛隊訓令第７号）

この訓令は、平成８年５月11日から施行する。

附　則（平成９年１月17日防衛庁訓令第１号）

この訓令は、平成９年１月20日から施行する。

附　則（平成９年４月１日航空自衛隊訓令第22号）

この訓令は、平成９年４月１日から施行する。

附　則（平成11年３月26日航空自衛隊訓令第６号）

この訓令は、平成11年４月１日から施行する。

附　則（平成12年３月21日航空自衛隊訓令第８号）

この訓令は、平成12年３月31日から施行する。

附　則（平成13年１月６日防衛庁訓令第２号抄）

この訓令は、平成13年１月６日から施行する。

附　則（平成13年３月30日航空自衛隊訓令第29号）

この訓令は、平成13年４月１日から施行する。

附　則（平成15年３月26日航空自衛隊訓令第13号）

この訓令は、平成15年３月27日から施行する。

附　則（平成15年３月31日航空自衛隊訓令第21号）

この訓令は、平成15年４月１日から施行する。

附　則（平成16年３月30日航空自衛隊訓令第30号）

この訓令は、平成16年４月１日から施行する。

附　則（平成18年３月24日航空自衛隊訓令第17号）

この訓令は、平成18年４月１日から施行する。

附　則（平成18年７月28日防衛庁訓令第83号）

この訓令は、平成18年７月31日から施行する。

附　則（平成１９年１月５日防衛庁訓令第１号）抄

（施行期日）

１　この訓令は、平成１９年１月９日から施行する。

附　則（平成１９年３月３０日防衛省訓令第２８号）抄

（施行期日）

１　この訓令は、平成１９年４月１日（以下「施行日」という。）から施行する。

附　則（平成１９年８月３０日防衛省訓令第１４５号）抄

（施行期日）

１　この訓令は、平成１９年９月１日から施行する。

附　則（平成２２年６月３０日防衛省訓令第２９号）抄

（施行期日）

１　この訓令は、平成２２年７月１日から施行する。

附　則（平成２３年４月１日防衛省訓令第１６号）抄

（施行期日）

１　この訓令は、平成２３年４月１日から施行する。

附　則（平成２４年４月６日防衛省訓令第１５号）抄

（施行期日）

１　この訓令は、平成２４年４月６日から施行する。

附　則（平成２６年３月２４日防衛省訓令第１０号）

この訓令は、平成２６年３月２６日から施行する。

附　則（平成２６年５月３０日防衛省訓令第３５号）抄

（施行期日）

１　この訓令は、国家公務員法等の一部を改正する法律の施行の日（平成２６年５月３０日）から施行する。

附　則（平成２６年１２月９日航空自衛隊訓令第２３号）

この訓令は、平成２６年１２月１０日から施行する。

附　則（平成２７年１０月１日防衛省訓令第３９号）抄

（施行期日）

第１条　この訓令は、平成２７年１０月１日から施行する。

附　則（平成２８年９月２６日防衛省訓令第５７号）抄

（施行期日）

第１条　この訓令は、平成２８年１０月１日から施行する。

（航空幕僚監部の内部組織に関する訓令の一部改正に伴う経過措置）

第５条　人事評価訓令附則第３条、第４条及び第６条の規定によりなお従前の例によることとされた一部改正訓令附則第２項の規定により、定期評定の期日が９月３０日とされている勤務評定訓令の規定による定期評定を行なう場合、人事評価訓令の施行の日の前日において条件付採用期間中であった隊員の勤務評定訓令の規定による特別評定を行なう場合及び平成２８年１０月１日平成２９年９月３０日までの間における勤務評定訓令第１４条に規定する勤務の評定を行なう場合は、なお従前の例による。

附　則（平成３０年３月２６日防衛省訓令第１５号）

（施行期日）

この訓令は、平成３０年３月２７日から施行する。

附　則（平成３１年３月２０日防衛省訓令第５号）

（施行期日）

この訓令は、平成３１年３月２６日から施行する。

附　則

この訓令は、令和２年３月２６日から施行する。

附　則

この訓令は、令和３年３月１８日から施行する。

附　則

この訓令は、令和３年４月１日から施行する。

別表第１　（第９８条関係）

担　　当	所　　掌　　事　　務
企画・訴訟	(1) 法務の事務の総合計画に関すること。 (2) 訴訟に関すること。
賠償・補償	損害賠償及び損失補償に関すること。
法 規 審 査	(1) 例規案その他特に命ぜられた重要な文書の審査に関すること。 (2) 航空自衛隊に関する法制に関すること。
法 律 支 援	法令の調査及び研究に関すること（法規審査担当の法務官の所掌に属するものを除く。）。

別表第２（第９９条関係）

担　　当	所　　掌　　事　　務
企　　画	(1) 保健衛生の総合計画に関すること。 (2) 医療に係る事務に関すること。 (3) 病院その他保健衛生施設に関すること。 (4) 公務災害等の医学的判定に関すること。
衛　　生	(1) 健康管理に関すること（歯科担当及び航空衛生担当の衛生官の所掌に属するものを除く。）。 (2) 環境衛生、食品衛生及び防疫に関すること。 (3) 前２号に掲げる事務に関する技術指導に関すること
歯　　科	(1) 歯科医療に関すること（企画担当の衛生官の所掌に属するものを除く。）。 (2) 歯科衛生に関すること。 (3) 歯科衛生に関する技術指導に関すること。
薬　　務	(1) 薬務に関すること(企画担当の衛生官の所掌に属するものを除く。）。 (2) 薬務に関する技術指導に関すること。 (3) 衛生資材の制式及び規格に関すること。 (4) 衛生資材の研究改善に関すること。
航 空 衛 生	(1) 医療に関すること（企画担当、歯科担当及び薬務担当の衛生官の所掌に属するものを除く。）。 (2) 適性検査に関すること（知能、性格等に関する適性検査を除く。）。 (3) 前２号に掲げる事務に関する技術指導に関すること。 (4) 航空医学の調査及び研究を任務とする部隊に関すること。